

千葉地理学会会則（1995年1月22日総会にて改正、同日実施）

- 第1条 本学会は千葉地理学会と称する。
- 第2条 本会は千葉県の地理学、地理教育の進歩、普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。
1. 研究発表会、講演会の開催
  2. 見学旅行の開催
  3. 機関誌の発行
  4. 地理学的共同調査、地理教育の共同調査
  5. 県内外の学術団体との交流
  6. その他本会の目的を達するに必要な事業
- 第4条 本会の総会は年1回開催するものとする。
- 第5条 本会の会則改正は総会の決議によって行なう。
- 第6条 本会は会則第2条に掲げた目的に賛成する者をもって構成する。
- 第7条 本会は名誉会員と顧問をおくことができる。名誉会員は千葉県の地理学、地理教育の発展に対する功労者として、また顧問は本会の運営に指導・助言をいただける者としてこれを総会において推薦する。
- 第8条 本会の入退会は本人の申し出と、総会での報告をもって成立する。
- 第9条 会員は会費として当分の間年2,000円を前納する。
- 第10条 会員は本会の行う事業に参加することができる。
- 第11条 本会は次の役員を置く。役員の任期は2ヶ年とする。会計監査は連続して就任できない。  
会長1名 副会長2名 会計監査2名 事務局長1名・事務局委員（庶務・会計・研究・編集・巡検）若干名
- 第12条 会長は会務を総括し、副会長はこれを補佐する。会長の事故あるときは、副会長がこれを代行する。
- 第13条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会にて報告する。
- 第14条 事務局長・事務局委員は、会の事業計画、運営などを行なう。
- 第15条 会長、副会長、会計監査は、総会において選出する。事務局長、事務局委員は会長の指名により総会で承認を得る。
- 第16条 5年間会費を未納し、かつ連絡がないときは脱会とみなす。